

# 重要事項説明書

## 町田市委託 ひとり親家庭ホームヘルプ事業

ご利用者氏名 \_\_\_\_\_ 様

社会福祉法人 福音会  
ふくいんヘルパーステーション

(2026.04.01 作成)

本事業は当事業者が「町田市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱」に基づき、町田市ひとり親家庭ホームヘルパー派遣の実施を町田市より受託するものです。

サービスの提供開始にあたり、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

#### 1. 事業者

|         |                  |
|---------|------------------|
| 法人の名称   | 社会福祉法人 福音会       |
| 法人の所在地  | 東京都町田市野津田町1932番地 |
| 法人の代表者名 | 理事長 石黒 美由紀       |
| 電話番号    | 042-734-0631     |

#### 2. 事業所

|             |                                      |
|-------------|--------------------------------------|
| 事業所の名称      | ふくいんヘルパーステーション                       |
| 事業所の所在地     | 〒195-0074<br>東京都町田市山崎町2200番地3-18-102 |
| 電話番号・FAX 番号 | 042-734-0911・042-860-5885            |
| 所長氏名        | 佐久間 美枝                               |
| 管理者氏名       | 佐久間 美枝                               |
| 事業受託期間      | 4月1日～翌年3月31日とし年度毎に委託契約を更新            |

#### 3. 営業日及び営業時間

|          |            |
|----------|------------|
| 営業日      | 年中無休       |
| 事業所の営業時間 | 8:30～17:30 |

#### 4. 町田市ひとり親家庭ホームヘルプ事業の概要

##### (1) 事業の目的と内容

- ・町田市が発行する「町田市ひとり親家庭ホームヘルパー派遣計画兼報告書」の指示に基づきホームヘルプサービス事業従業者を派遣し、サービスを提供します。
- ・ホームヘルパーの行うサービスは、次に掲げるものとします。
  - (1) 育児
  - (2) 子に関わる調理、掃除、洗濯等の家事援助
  - (3) 前各号に掲げるものの他、市長が必要と認める業務
- ・1日のサービス提供時間は、午前6時から午後10時までの間とします。なお、1日あたりの派遣時間は、一時間を単位とし、8時間以内とします。

- ・派遣回数は、原則として1日2回、月12回以内とします。ただし、事業の対象者（2）に基づく場合は、その通学期間において、月24日以内とすることができる。
- ・ホームヘルパーは、サービス提供の都度、計画兼報告書にサービス内容を記載したうえ署名・押印し、サービスを利用する家庭（利用者）から確認印を受けます。また、利用者の状況については、「ホームヘルパー派遣状況報告書」を作成し、速やかに町田市へ報告します。

## （2）事業の対象者

- ・町田市内住所を有する義務教育修了前の児童のいるひとり親家庭であって、次の各号のいずれかに該当することにより、家事または育児等の日常生活に支障を期待していると市長が認める家庭とする。
  - （1） ひとり親家庭となってから2年以内であり、生活環境が激変したため日常生活を営むのに支障が生じており、支援を必要とする家庭
  - （2） 技能習得のため、職業能力開発センター等に通学している場合 就職活動及び母子・父子自立支援プログラムに基づいた活動を行う場合等自立促進に必要と認められる場合
  - （3） 疾病、看護、冠婚葬祭、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助または子疎だし支援を必要とする場合
  - （4） 小学校3年生以下の児童がいるひとり親家庭であって、保護者の就業の事情により、生活援助または子育て支援を必要とする場合
  - （5） 前各号に掲げるもの他、ホームヘルプサービスを必要と認めたとき

## 5. ホームヘルパーの資格

- （1）介護福祉士
- （2）介護職員実務者研修修了者
- （3）介護職員初任者研修修了者
- （4）まちいきヘルパー研修修了者

## 6. 費用（当事業所より町田市に請求しますので利用者負担はありません）

09：00～17：00 1時間 1,530円  
 06：00～09：00 1時間 1,910円  
 17：00～22：00 1時間 1,910円  
 交通費 1回 600円

## 7. キャンセル料（利用者負担になります）

利用者の都合により利用をキャンセルした場合には、原則として以下の通りのキャンセル料をいただきます。

- ・利用前日までのキャンセル：無料
- ・利用当日のキャンセル：1,000円

## 8. 制度外ホームヘルプサービスの利用料

町田市ひとり親家庭ホームヘルプサービス適用外（以下①～③）のホームヘルプサービスをご利用いただく場合には、下表の利用料金額（全額自己負担）をお支払いいただきます。

- ① 町田市ひとり親家庭ホームヘルプサービスに基づくサービスの範囲外の場合
- ② 派遣計画に基づかないサービス提供の場合
- ③ 町田市ひとり親家庭ホームヘルプサービスに定める提供時間の利用限度を超えた場合

1) 基本利用料・通常時間帯 ＊15分未満の利用は、利用請求額超過分の場合のみ。

| 15分未満 | 30分未満  | 30分以上<br>45分未満 | 45分以上<br>1時間未満 | 1時間以上<br>※15分増す毎に |
|-------|--------|----------------|----------------|-------------------|
| 750円  | 1,500円 | 2,500円         | 3,000円         | 750円              |

- ① 基本利用料に対して、早朝（6:00～8:00）・夜間（18:00～22:00）帯は25%増しとなります。
- ② 基本利用料に対して、深夜（22:00～6:00）帯は50%増しとなります。
- ③ 利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の利用料をお支払いいただきます。
- ④ 土・日・祝日は1時間につき100円増し、年末・年始（12/30～1/3）は1時間につき200円増しとなります。
- ⑤ サービス提供時にヘルパーに係る交通費等の実費については、別途お支払いいただきます。

## 9. 秘密保持対策（マニュアル）

- ・事業者及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。
- ・事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。
- ・利用者の個人情報・鍵付書庫での保管およびパスワード設定を行ったパソコンで管理し、事業所には警備会社による機械警備設備を設置します。
- ・事業所で使用するパソコンには外部からの不正アクセスやコンピュータウィルスの侵入に対処するソフトを導入し、常時警戒する体制を敷きます。

## 10. 事故発生時の対応（マニュアル）

- ・利用者に事故が発生した場合には、速やかに町田市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・個人情報の漏えい、滅失、き損が発生した場合、原因の特定と対応を行い、速やかに町田市、利用者ならびに家族等に連絡を行います。
- ・事故の状況及び事故に際して執った処置について記録します。
- ・利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 11. ハラスメント対策

- ・暴力又は暴言、過度な要求、身体への不必要な接触、性的発言などハラスメントとみなされる言動があった場合は、直ちにこの契約を解除します。

## 12. 事業継続、虐待防止の取り組み

- ・染症蔓延時や大規模災害時においても事業継続や早期の事業再開をはかることが出来るよう、当事業所は事業継続計画を策定しています。
- ・虐待の発生またはその再発防止するための措置として、当事業所は委員会を開催、研修を管理者が担当し実施しています。

## 13. 苦情等申立先

|                       |                                                                                                        |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当事業所<br>相談・苦情窓口       | 苦情受付担当者：所長 佐久間美枝<br>苦情解決責任者：管理者 谷田恵美<br>ご利用時間：毎日 9：00～17：00<br>ご利用方法：電話 042-734-0911<br>(面接・手紙・はがき等随時) |
| 事業受託者（当法人）<br>相談・苦情窓口 | 福音会本部事務局<br>電話 042-734-0631                                                                            |
| 事業委託者（町田市）<br>相談・苦情窓口 | 町田市子ども生活部 子ども家庭支援センター<br>電話 042-724-4419<br>FAX 050-3101-9631                                          |

（2026年4月1日現在）

### 〈事業者〉

私は、事業者として、ホームヘルパー（ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業）の提供開始にあたり、重要事項説明書に基づき重要な事項を説明しました。

住 所 東京都町田市山崎町 2200 番地 3-18-102  
法人名 社会福祉法人 福音会  
説明者 所属 ふくいんヘルパーステーション  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
連絡先 電話 042-734-0911

### 〈利用者〉

私は、重要事項説明書に基づき、貴事業所の職員から説明を受けたことを確認しました。

利用者

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
電 話 \_\_\_\_\_

署名代行者

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
(続柄) \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_  
署名代行の理由 \_\_\_\_\_